

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年2月2日（令和8年（行個）諮問第31号）

答申日：令和8年10月2日（令和8年度（行個）答申第185号）

事件名：国家公務員中途採用者選考試験の面接における本人の成績に関する文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年7月31日付け石労発第0731第8号により、石川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである（なお、資料の記載は省略する。）。

（1）審査請求書

事前に石川労働局特定部特定課に成績開示可能かどうかの電話をかけた際、可能との返答であったため開示請求をした。しかし、実際に私のもとに届いたものはすべて黒塗りの文書であった。これは当初の約束と異なっているために承服しがたく、そもそも私自身の成績が全く開示されないというのも納得がいかない。また、成績にかかわるどのような文書が存在するのかとの問いにも石川労働局は一切答えなかったため、不信感がある。以上の理由により、審査請求を行うことにした。

（2）意見書

理由説明書（下記第3を指す。）に書かれていた理由を引用しながら反論する。

まず「（1）不開示情報該当性について」（下記第3の3（1）を指す。）に、次のように書かれていた。各評価項目が黒塗りである理由についてである。

（前略）これらを開示した場合、応募者との無用な摩擦を避ける

ため、評価者が率直な記載を躊躇するなどにより、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、応募者の態様を適正に把握しその能力・適性に応じた雇用管理を行うことが困難になり、処分庁における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため（後略）

上記の「公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれ」とはいったいなにを指すのか具体的に教えていただきたい。そもそもそのような「おそれ」は何に起因しているものなのか。私は単に自分の成績がどのようなであったかを知りたいだけであり、それを問い合わせているだけである。それを勝手に想像をたくましくして、起こってもいず、そして起こりそうもないことを理由として開示を拒否するというのは論理的におかしい。このような主観的判断で決定が下されることは承服しがたい。「採用選考の実施に支障を及ぼす」というのなら、その客観的かつ具体的な蓋然性を示していただきたい。

さらに次のように書かれていた。

なお、原処分では、同号柱書きを不開示条項として示していないが、同号柱書きを追加して不開示を維持することが妥当である。

なぜ審査請求の段階で不開示理由が追加されるのか。ここで追加されるということは、私が問い合わせや開示請求をした段階では、明確な開示・非開示の決定基準がなかったことをうかがわせる。これが「公正な採用選考」というものだろうか。少なくとも公正な行政手続きではないだろう。

次に「（２）審査請求人の主張について」（下記第３の３（２）を指す。）に次のように書かれていた。長いがそのまま引用する。

審査請求人は、審査請求において、審査請求の趣旨及び理由を、「事前に石川労働局特定部特定課に対して成績開示が可能か確認したところ、可能と返信があったため、開示請求をした。実際に手元に届いたものは、すべて黒塗りとなっており、これは、当初の約束と異なっていたため承服しがたく、そもそも私自身の成績が全く開示されないことも納得がいかない。」旨を主張し、開示を求めている。

しかしながら、法７６条に基づく開示請求に対しては、上記（１）のとおり、開示請求対象保有個人情報ごとに法７８条１項各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は当該対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

私が開示請求をした流れは次のとおりである。

(1) 最初、石川労働局特定部特定課に電話をかけ、成績開示が可能か聞く。

(2) 上記の会話中、開示が可能という回答をもらう。しかし、総務課に本人が直接来た場合に教えるとのこと。

(3) 私は石川県外に住んでいるので、わざわざ出向きたくなかった。そこで成績を書いた文書を郵送してほしいと伝えたところ、それなら個人情報開示請求を通じて請求してほしいと言われる。

その結果、手元に来たのは黒塗りの文書である。最初の約束では何を開示するつもりだったのだろうか。もし私が石川労働局特定部特定課に実際出向いていたとしたら、何を見せられていたのだろうか。文書での開示を求めたときの反応からして、口頭で成績を伝えるつもりだったとも考えられるが、ではその伝えるつもりだった成績を伝えてほしいものである。そもそも、行政機関が一度示した見解に基づき請求者が手続きを進めた以上、その期待は保護されるべきという信義則が成り立っていない。

引用した中に「開示請求対象保有個人情報ごとに法78条1項各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり」とあるが、私が電話をかけた時点ではこの方針は定まっていなかったのではないか。そうでなければ電話で肯定的返事をするわけないからである。それなのに理由を後付けして開示しない決定をするのは、先に書いたように公正な行政手続きとはいえない。

最後に採用試験の成績が開示された事例を調べたところ、いくつか見つかったのをそれを以下に示す。ただし、ア、イ、ウのいずれも面接官の意見のようなものは開示されていない（イについては面接の結果が点数化されていたため、面接官の意見はそもそも文書として存在しなかったようである。）。とはいえ面接の点数は開示されている。

ア 埼玉県 平成21年3月27日答申第19号

イ 大阪府大阪市 平成22年11月15日答申第41号

ウ 滋賀県 平成23年3月30日答申第6号

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年7月11日付け（同月14日受付）で、石川労働局長（処分庁）に対して、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁が、令和7年7月31日付け石労発第0731第8号により、別紙の2（1）の審査票及び同（2）の結果一覧に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、一部開示決定

(原処分)をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年10月30日付け(同年11月4日受付)で審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示とする根拠条項を追加した上で、原処分を維持することは妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号について

結果一覧の番号4以外の不開示部分は、各情報一体として審査請求人以外の各応募者を本人とする個人に関する情報であって、当該部分を開示すると、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号に該当するものとして不開示を維持することが妥当である。

なお、原処分では、同号を不開示条項として示していないが、同号を追加して不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項7号柱書き及びへについて

審査票のうち「評価者氏名」、「評価項目」のうち評価者のコメント欄及び「項目の評価」欄並びに審査結果一覧の番号4の「総合評価」のコメント欄は、各評価者の応募者に対する評価及び評価に係るコメントを具体的に記載する欄であり、これらを開示した場合、応募者との無用な摩擦を避けるため、評価者が率直な記載を躊躇するなどにより、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、応募者の態様を適正に把握しその能力・適性に応じた雇用管理を行うことが困難になり、処分庁における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分は、法78条1項7号柱書き及びへに該当するものとして不開示を維持することが妥当である。

なお、原処分では、同号柱書きを不開示条項として示していないが、同号柱書きを追加して不開示を維持することが妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求の趣旨及び理由を、「事前に石川労働局特定部特定課に対して成績開示が可能か確認したところ、可能と返信があったため、開示請求をした。実際に手元に届いたものは、すべて黒塗りとなっており、これは、当初の約束と異なっていたため承服しがたく、そもそも私自身の成績が全く開示されないことも納得がいかない。」旨を主張し、開示を求めている。

しかしながら、法76条に基づく開示請求に対しては、上記(1)のとおり、開示請求対象保有個人情報ごとに法78条1項各号に基づいて

開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は当該対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

また、審査請求人は、「成績にかかわるどのような文書が存在するのかとの問い合わせに対して石川労働局から一切答えなかったため、不信感がある。」と主張している。念のため、諮問庁から石川労働局に再度関係文書の探索をさせたが、原処分で一部開示決定をした保有個人情報以外に本件対象保有個人情報に該当する文書の存在は確認されなかった。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 令和8年2月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月9日 | 審議 |
| ④ 同年3月19日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年9月14日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法78条1項7号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由に法78条1項2号及び7号柱書きを加えた上で、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 審査票（様式1）について

ア 審査票には、①評価実施日、②番号、③受験者氏名、④評価者氏名、⑤評価項目、⑥評価項目ごとの評価、⑦項目全体の評価、⑧項目全体のコメント及び⑨総合評価が記載されており、このうち、不開示となっているのは、④評価者氏名、⑤評価項目、⑥評価項目ごとの評価、⑦項目全体の評価、⑧項目全体のコメント及び⑨総合評価となっている。

(※) なお、審査票（様式1）は3人の評価者ごとに1葉であり計3枚存在するが、⑨総合評価は、主任評価者のみが記載している。

イ 不開示部分を開示すると、応募者との無用な摩擦を避けるため、評

価者が率直な記載をちゅうちょするなどにより、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがある等、処分庁における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記第3の3（1）イの説明は、否定できない（令和7年度（行個）答申第113号及び令和7年度（行個）答申第94号参照）。

したがって、審査票（様式1）の不開示部分は、法78条1項7号へに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（2）結果一覧（様式2）について

ア 結果一覧には、①番号、②面接日、③第一次選考試験地、④受験番号、⑤応募者の氏名、⑥性別、⑦年齢、⑧受験資格、⑨第2次選考（主任評価者の評価）、⑩第2次選考（評価者の評価）、⑪第2次選考（評価者の評価）、⑫第2次選考（総合評価）、⑬順位、⑭合否、⑮内定日及び⑯備考が、応募者ごとに（行ごとに）記載されており、①番号4の行が審査請求人を本人とする保有個人情報である。

イ 審査請求人に係る不開示部分は、①番号4の行のうち⑨ないし⑫であり、上記（1）の審査票（様式1）の⑦項目全体の評価及び⑨総合評価（主任評価者のみ記載）を転記した内容であるため、上記（1）イと同様の理由により、法78条1項7号へに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1）ア）において、①番号4以外の行については、審査請求人以外の各応募者を本人とする個人に関する情報であって、当該部分を開示すると、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号に該当するものとして不開示を維持することが妥当である旨説明する。

しかしながら、当該部分は、各行ごとに審査請求人以外の特定の個人に関する情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないため、当該部分を不開示としたことは結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項7号へに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同項2号並びに7号柱書き及びへに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、審査請求

人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同号へに該当すると認められるので、同項２号及び７号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第３部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 開示請求された保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

令和6年特定月日に行われた国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の面接における私の成績資料、つまり私の面接での評定、評価点を記述した文書。ただし、どのような様式のものがいくつあったのかを私は知ることができないので、私を採用するかどうかの判断に使用されたすべての書類（面接中のメモ等も含む）

2 本件対象保有個人情報（以下の各文書に記録された保有個人情報）

（1）様式1 第2次選考審査票（就職氷河期世代）

（2）様式2 第2次選考審査結果一覧（就職氷河期世代）